



産婦健診のご案内

産婦健診は、育児をはじめたばかりで、こころと身体に大きな変化が出現しやすい時期に、出産した産科医療機関で、健診を受けていただくものです。産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の費用を助成します。

対象となる方

産婦診査を受ける日に、飯塚市に住民票がある方（令和5年4月1日以降に産婦健診を受ける方）

受診時期・助成回数

1回の出産につき、助成は2回まで。産後2週頃と産後4週頃の産婦健診を基本とします。
※産後8週未満まで助成対象期間とします。

健診内容

問診 診察 体重・血圧測定 尿検査 こころの健康チェック

健診費用

上記健診内容について、契約医療機関では1回5000円を上限として市が負担します。それを超えた部分には自己負担が発生しますので、ご注意ください。

◎契約医療機関以外で受診される場合

一旦全額を自己負担していただき、後日、申請により払い戻しができますので、担当課にお問合せください。

※本市が定める産婦健診項目を実施できなかった場合には、助成対象外となることがあります。
なお、お子さんの健診費用の助成はありません。



受診の方法

産婦健診の際、産婦健診受診券を提出してください。

<受診券の形式>

- ・令和5年3月31日までに母子手帳交付の方 = 『産婦健診のお知らせ』はがき
- ・令和5年4月1日以降に母子手帳交付の方 = 妊婦健診受診券の裏側に貼付しています

※来院時、受診券がないと産婦健診を受診することができませんので、忘れずに持参してください。

注意事項

◎転出者の方へ

飯塚市・嘉麻市・桂川町以外の市町村に転出される場合は、助成を受けることができません。
転出先の市町村で産婦健診の助成を行っているか、ご確認をお願いします。

近隣の主な契約医療機関

（原則として出産した産科医療機関で受診してください）

有松病院、飯塚病院、すどうクリニック、田中クリニック、菜の花助産院、助産院 笑望

●お問合せ 子育て支援課 母子保健係（☎直通電話 0948-43-3305 FAX 0948-21-9508）